

貸出施設利用申し込み・手続きのご案内

(1) 利用目的、お申し込みの受付期間、決定方法（抽選申し込み）

	しなのギャラリー	ホール
利用目的	文化芸術活動に関する展示・展覧会	講演会、研修会、講習会等(文化芸術活動に限らない)
受付期間	利用日 1 年前にあたる日の属する月の初日から 30 日前まで。 ただし、初日が休館日の場合は翌開館日となります。 ※月をまたぐ利用を希望の場合は、利用希望の初日が属する月に受付。	利用日 3 ヶ月前にあたる日の属する月の初日から前日まで。ただし、初日が休館日の場合は翌開館日となります。 ※月をまたぐ利用を希望の場合は、利用希望の初日が属する月に受付。 しなのギャラリーと合わせて使用する場合は、しなのギャラリーの受付期間に準じます。
決定方法	利用日 13 ヶ月前にあたる日の属する月の 10 日から 20 日までの間に 長野県文化振興事業団施設予約システム にて抽選申し込みを受け付けます。抽選結果は 12 ヶ月前の 1 日 9 時にメールにてお知らせします。抽選結果発表以降は先着順の受付となります。	利用日 4 ヶ月前にあたる日の属する月の 10 日から 20 日までの間に 長野県文化振興事業団施設予約システム にて抽選申し込みを受け付けます。抽選結果は 3 ヶ月前の 1 日 9 時にメールにてお知らせします。抽選結果発表以降は先着順の受付となります。ただし、しなのギャラリーと併用する利用者を優先いたします。

※事前に[長野県文化振興事業団施設予約システム](#)にて利用登録が必要になります。

(2) 利用申し込み方法

「[長野県文化振興事業団施設予約システム](#)」にてご予約ください。

※お手続きの流れは、施設予約システム内、『[ご利用の手引き](#)』をご確認ください。

※申請には「利用登録」が必要です。登録には数日かかる場合があります。

※しなのギャラリーは 1 週間単位（木曜日から翌火曜日まで、休館日を除く）ホールは半日単位（9:00～12:30 もしくは 13:00～17:00）の貸し出しとなります。

※連続して利用できる期間はしなのギャラリーは 2 週間以内、ホールは 3 日以内とします。

(3) 利用時間及び休館日

利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで

※当館の開館時間に準じます。利用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。17:00 に退館してください。

休館日 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月3日）

(4) 利用料金・備品貸出

利用料金 貸出施設利用料金をご覧ください。

→貸出施設利用料金

次の事項について利用料の減免を受けることができます。

	要件	減免する率
1	国または地方公共団体が主催又は共催	50%
2	県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が美術に関連する催物のために利用	100%
3	県内の専修学校・各種学校、大学・高等専門学校が美術に関連する催物のために利用	50%

→①貸出施設利用料金減免申請書（様式1）

〈利用料の納入〉

申請受付後、請求書を発行いたしますので予約システムの「マイページ」にてご確認ください。銀行振込にて利用料をお支払いください。

入金確認後、許可書発行いたしますので「マイページ」にてご確認ください。

納入期限：前納（請求日からしなのギャラリーは30日以内、ホールは7日以内）

※開催日が納入期限未満の場合は、開催日前日までに納入してください。前納が困難な場合は別途ご相談ください。

備品貸出 「貸出施設利用ガイド」 ご利用の手順（備品利用）をご覧ください。

→貸出施設利用ガイド

(5) お打ち合わせ

利用日の約1ヵ月前までに必要な事項の打合せを行ってください。

詳しくは「貸出施設利用ガイド」ご利用の前に（1）事前の打ち合わせ をご覧ください。

→貸出施設利用ガイド

(6) 申し込み期間外申請(しなのギャラリーのみ)

申し込み期間外に申請できるのは、原則として次の通りとします。※別途ご連絡ください。

- 1) 国及び長野県が主催する催物及び知事が特に認めたその他の催物
- 2) 指定管理者が主催または共催する催物
- 3) 県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校・各種学校、大学・高等専門学校が主催する催物、又は学校関係団体が学校教育の一環として行う催物
- 4) 全国規模で公益性を有すると認められる催物

(7) 利用の変更及び取消

変更・取消の場合はご連絡ください。

→②貸出施設利用変更申請書(様式2) →③貸出施設利用取消届出書(様式3)

取消の場合、定められた期日までに取消の手続きが完了した場合に限り、利用料金を還付します。

しなのギャラリー	利用日の6ヶ月前まで	100分の75
	利用日の40日前まで	100分の50

ホール	利用日の6ヶ月前まで	100分の75
	利用日の10日前まで	100分の50

※利用内容が次のいずれかに該当する場合は、利用の許可の取り消し、又は利用を制限することがあります。

- ・長野県立美術館条例、長野県立美術館規則、又は許可に際して付された条件(貸出施設利用ガイド参照)に違反したとき。
- ・長野県文化振興事業団施設予約システム利用規約に反したとき。
- ・利用料金が期限内に納入されなかったとき。
- ・偽りその他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- ・秩序・風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・施設及び附属設備・器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ・その他施設の管理上、支障があると認められるとき。

(8) 利用権の譲渡禁止

- ・利用権者はその権利を他人に譲渡・転貸はできません。利用者同士による貸借の交渉もできません。

(9) 貸出施設の見学について(30分程度)

- ・ご利用前に貸出施設の見学を受付けています。見学日程の調整を行いますので担当職員へご連絡ください。(tel:026-232-0052)

- ・見学は施設内設備・備品の確認のみとなります。見学時、長時間に及ぶ貸出施設の占有はできません。ご利用に関する利用者同士の打ち合わせ・会議等は美術館外でお願いいたします。
- ・見学の際は作品や備品を持ち込まないでください。